

名古屋市告示第118号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 8年 3月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定納付受託者の名称
コングラント株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
大阪府大阪市西区江戸堀 1丁目22番17号 江戸堀イーストビル 6F
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネット等を利用して納付する東山総合公園に係る寄附金
- 4 指定納付受託者に指定した日
令和 7年 9月 1日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課